

高知県乳用牛群検定推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県乳用牛群検定推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象経費)

第2条 県は、乳用牛の飼養管理の改善を図るとともに、その改良を推進するため、高知県乳用牛群検定推進事業実施要領（平成18年3月30日付け17高畜産第954号）に基づき、高知県農業協同組合（以下「補助事業者」という。）が実施する高知県乳用牛群検定推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であ

るとき。

- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 6 条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 取得財産等については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (9) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
- (2) 補助金額が増額となる場合
- (3) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式による事業実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、これにより難しい場合

は、翌年度4月15日までに提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成7年高知県条例第45号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 高知県畜産再編総合対策事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

平成12年4月1日一部改正。

附 則

平成 13 年 4 月 1 日一部改正。

附 則

平成 14 年 4 月 1 日一部改正。

附 則

この要綱は平成 17 年 6 月 7 日から施行し、平成 17 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 14 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率
<p>国が定める乳用牛検定基準に従い、農協等が牛群検定を実施するために要する経費</p> <p>(1) 検定員謝金及び旅費</p> <p>(2) 乳成分の検査及び記録</p> <p>(3) 検定員への検定実務指導</p> <p>(4) 牛群検定への加入推進</p>	<p>40パーセント以内</p>